

鉄軌道事業者感染拡大予防対策事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 愛知県は、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、必要な感染症対策を行ったうえで、車内等の密度を上げないよう配慮した運行に要する経費の一部について、予算の範囲内において補助金を鉄軌道事業者に交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年規則第8号（以下、「規則」という。））に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、必要な感染症対策を行ったうえで、車内等の密度を上げないよう配慮した運行に関する事業であって、知事が認める事業とする。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる鉄軌道事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、県内で複数の市に及ぶ路線を有する鉄軌道事業者とする。ただし、次の各号に掲げる鉄軌道事業者は除く。

- 一 地方公共団体、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）第6条第2項に定める旅客会社、同法第8条第2項に定める貨物会社及び大手民鉄事業者
- 二 国の「地域公共交通感染症拡大防止対策事業」の補助対象事業者（以下「国補助対象事業者」という。）であって、国へ交付申請をしていない事業者

(補助対象期間)

第4条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、令和2年10月14日から令和3年3月31日までのうちで、国補助対象事業者は30日間、それ以外の補助対象事業者は60日間とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象期間中における、「対前年同時期の輸送人員（輸送量）の減少率を超えた輸送を行う場合の輸送力の差分に係る全列車・全路線の運行経費（運輸費、運転費、輸送管理費、線路保存費、電路保存費、車両保存費、保守管理費を含み、減価償却費、一般管理費、営業宣伝費を含まない。）」、「車内の密度を上げないために実施するバス代行輸送費」及び「必要な感染症対策に要する経費」から「補助対象期間中の運行経費に充当される他の補助金等収入」を差し引いた額とする。

(補助金の額)

第6条 愛知県が交付する補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1以内の額で、知事が認める額とする。

(交付の申請)

第7条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、これを審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付の決定(様式第2号)を行い、補助対象事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げを行うときは、前条の通知を受領した日から起算して30日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(交付決定の変更等の申請)

第10条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、交付決定変更申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の変更及び通知)

第11条 知事は、前条の規定による補助金の交付決定の変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、変更すべきものと認めたときは、交付決定の変更を行い、交付決定変更通知書(様式第4号)を補助対象事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(状況報告)

第12条 補助対象事業者は、知事の要求があった場合には、すみやかに状況報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が予定期間内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して、すみやかに知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告書)

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付を受けようとする会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、これを審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書(様式第7号)により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 補助対象事業者は、前条の規定による通知を受けた補助金の支払いを受けようとするときは、補助金支払請求書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(事業の中止等)

第16条 補助対象事業者は、補助対象事業を中止又は廃止しようとする場合は、その旨を記載した書面を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の経理)

第17条 補助対象事業者は、補助対象事業に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともに、その内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の管理等)

第18条 補助対象事業者は、補助対象事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第19条 規則第20条ただし書に規定する知事が定める期間については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。

2 規則第20条第2号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。

3 補助対象事業者が規則第20条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(監督)

第20条 知事は、必要があると認めるときは、補助対象事業者に対して、補助事業の実施、補助金の経理並びに取得財産等の整理、管理及び運用について、検査を行い、又は報告を求めることができる。

(附則)

この要綱は、令和2年10月13日から施行し、令和2年度分の補助金に適用する。